

公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会
要望書に対する文書回答

令和5年2月10日

表紙 2枚

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【医療】

2. 24 時間 365 日の精神保健福祉医療相談窓口の実現

精神障害者と家族からの精神保健福祉医療に関するワンストップ (窓口の一本化) の 24 時間 365 日の相談窓口の設置を実現してください。

現状の「大阪精神科救急ダイヤル」の受け付け担当者は精神保健福祉医療の専門国家資格の有資格者ではない民間事業者に委託していると聞いています。緊急性の高い危機対応に必要なケースのトリアージ (振り分け) を任すことが難しく、医療へのアクセスが遅いとの情報もあります。

今後は、精神保健福祉医療の国家資格を有する専門性の高い人材を十分に配置してください。

(回答)

- 大阪府では、保健所において精神保健医療福祉に関する相談に対応するとともに、保健所閉庁時の夜間・休日については、「おおさか精神科救急ダイヤル」を設置することで、24 時間 365 日相談に対応できる体制を整備しています。
- 「おおさか精神科救急ダイヤル」では、精神保健福祉士や心理士など業務に必要な知識を有する相談員が、相談内容に応じて、必要な助言や、医療機関や地域の相談支援事業所などの社会資源等の情報提供を行うとともに、精神科医療機関での受診や入院が必要と判断した場合には、受診調整窓口につないでいます。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【医療】

1. 新型コロナ対応について

- ① 精神障害者のコロナ感染時の専門治療医療機関を充実し、専門治療のための転院を可能にしてください。

コロナ感染第6波で令和4年2月には大阪府下の精神科病院の約6割でクラスターが発生し、必ずしも専門治療を受けることができなかったとの情報があります。

令和4年3月25日時点で、重症、中等症、軽症で合計153床の精神疾患患者用病床を確保されたとのことですが、どこにどのような体制で確保されたのか明らかにするとともにこれまでの運用状況も明らかにしてください。

令和3年度の精神科医療機関での新型コロナ感染状況を把握し公開してください。

(回答)

- 精神疾患患者受入病床については、精神科病院や大学病院を中心に20病院で確保いただいています。各病院における確保計画に基づき、府からのフェーズ移行等の要請及び依頼に応じて運用いただいています。
- 同受入病床は、令和5年1月20日時点で、重症64床、軽症中等症162床の合計226床を確保しています。
- なお、新型コロナウイルス感染症患者については、管轄する保健所長が患者の症状や生活環境等を総合的に勘案し、入院・療養の考え方に基づき療養方針の決定を行っており、入院が必要となった場合は、保健所と入院フォローアップセンターが連携しながら府域全体で調整を行っています。
- 令和3年度の医療機関における新型コロナウイルスの感染状況については、医療機関から保健所への報告に基づき、個人情報保護の観点から患者やその家族・関係者等が特定されないよう配慮しながら、クラスター等が発生した医療機関について医療機関名称や診療科は非公表の上で所在する市町村名と感染者数を毎日の公表資料に掲載しました。(令和4年3月16日からは週報に変更し、クラスターが発生した医療機関数と感染者数について公表。)
- また、医療機関等でクラスターが発生した場合には、院内感染の拡大を防止するた

め、必要に応じて感染制御の専門医師や看護師を派遣し、専門家の立場から助言等を行っています。

引き続き、クラスター発生の予防と規模の縮小化に努めてまいります。

(回答部局名)

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

健康医療部 保健医療室 感染症対策企画課

健康医療部 保健医療室 感染症対策支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名、(公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【医療】

1. 新型コロナ対応について

- ② 精神科医療機関、通所施設、グループホームのクラスター発生を未然に防ぐため、公費による職員の週一回、精度にばらつきのある抗原検査ではなく PCR 検査実施の徹底をお願いします。

(回答)

- 障がい者施設の従事者等に対する定期的な検査については、令和4年4月から、潜伏期間と発症間隔が短いオミクロン株のまん延を踏まえ、利用者との接触の機会が多い入所系・居住系の施設において、高頻度の検査を実現するため、簡便かつ速やかに結果が判明する抗原定性検査に変更した上で、検査間隔を2週間に1回から3日に1回とし、充実を図ったところです。
- なお、通所系・訪問系の施設においては、頻度を1週間に1回に高め、PCR検査を実施しています。また、精神科を含む医療機関に対しては、令和2年度から検査機器整備に対する補助を実施し、自主的に検査を行える体制確保の支援を行いました。
- 今後とも、変異株の特性や感染状況、国の動向等を踏まえつつ、障がい者施設等での感染拡大防止を図っていきます。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 感染症対策企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 (下線部のみ共管)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【医療】

1. 新型コロナ対応について

- ② 精神科医療機関、通所施設、グループホームのクラスター発生を未然に防ぐため、公費による職員の週一回、精度にばらつきのある抗原検査ではなく PCR 検査実施の徹底をお願いします。

(回答)

- 本府では、福祉施設等職員、入所者及び利用者にも少しでも症状がある場合に、スマートフォンやパソコンでインターネットから検査申込みができる高齢者施設等「スマホ検査センター」を設置しております。
- 引き続き、高齢者施設等「スマホ検査センター」の利用を促すことで、福祉施設等のクラスターの発生防止と感染拡大の最小化、福祉サービスの安定的な提供の確保に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【医療】

1. 新型コロナ対応について

- ③ クラスタ発生後、専門医療機関への転院が難しい場合は、精神科医療機関、グループホームへの専門医療チームの派遣を推進してください。

(回答)

- 重症化予防を目的とした陽性者への早期治療実施のため、施設で陽性者が発生し、施設の協力医療機関等による早期治療が不可能な場合に、施設や保健所の依頼に応じて往診が可能な支援体制を整えており、各施設へ周知を行っております。
引き続き、クラスタ発生の予防と規模の縮小化に努めてまいります。
- また、新型コロナウイルス感染症患者については、管轄する保健所長が患者の症状や生活環境等を総合的に勘案し、入院・療養の考え方にに基づき療養方針の決定を行っており、入院が必要となった場合は、保健所と入院フォローアップセンターが連携しながら調整を行っています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 感染症対策企画課

健康医療部 保健医療室 感染症対策支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 (下線部のみ共管)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【医療】

1. 新型コロナ対応について

- ④ 精神科病院入院の人たちへの面会が2年以上全く実施されていない病院があること、また、外部とのコミュニケーションが絶たれた不安で病状が悪化している方々が珍しくないとの情報があります。

コミュニケーションを保証しないことは、人権侵害にもなりかねません。

この状況を大阪府保健所、大阪府下市町村保健所、心の健康総合センターはどう認識されていますか。

タブレット端末機を使つての面会や、広いスペースで直接対面できるなど様々な工夫を配慮するよう、指導してください。

(回答)

- 精神保健福祉法及び国告示を踏まえ、入院患者の面会は、患者と家族、地域社会等との接触を保ち、医療上及び患者の人権の観点から重要な意義を有するものと認識しています。

しかしながら、国の事務連絡で新型コロナウイルスの感染拡大状況等を踏まえ、代理人である弁護士等を除き、必要な場合には、面会について一定の制限を設けることは可能と示されており、実施方法については医療機関の判断に委ねられているところです。

- 実地指導等において、感染拡大状況等により、クラスターが発生する懸念がある中でも、ご家族等との面会を扉越しやタブレット端末機等を利用し実施している医療機関があることを確認しており、感染拡大防止を理由に安易に面会制限を行わないよう、必要な助言や指導を行っています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会）

（要望項目）【医療】

1. 新型コロナ対応について

- ⑤ 入院中、通院中の精神科医療機関でコロナワクチン接種実施を可能にしてください。

精神障害者にとって、ワクチン接種場所を探す手間は心身に負担がかかります。

また、普段慣れない場所へ出向くことは不安や緊張を強めます。

そのような負担を軽減するため、入院、通院している精神科医療機関での接種協力を直接精神科医療機関へはたらきかけてください。

令和3年度は「障害特性に応じた合理的配慮の提供に努めるよう通知しています。」と回答されていますが、実際は精神科医療機関により実施状況はばらつきがあります。通知するだけでは実施に結びつきません。

大阪府はこの状況（上記精神科医療機関でのワクチン接種実施状況のばらつき）をどう認識していますか。実施を進める方策を提示してください。

また、精神科医療機関に限定せず、かかりつけでなくても地域の医療機関での予約接種が可能なよう指導してください。

（回答）

- 府としては、精神科医療機関における実施状況を把握するため、一般社団法人大阪精神科病院協会及び公益社団法人大阪精神科診療所協会の2団体を通じて、ご協力いただける両団体の会員医療機関に対し聞き取りを行ったところです。その結果、通院されている方に対し、新型コロナワクチン接種を実施している医療機関がある一方で、接種後に副反応が生じた場合の対応が難しい等の理由により、ワクチン接種を実施していない医療機関があることがわかりました。
- この結果を受け、府としては、現在、接種を実施している医療機関に対しては、引き続き、接種を実施いただけるよう、また、接種を実施していない医療機関に対しては、接種実施の検討や、接種後の副反応への対応が難しい等の理由で自院での接種が困難な場合においても、近隣の医療機関や市町村と連携して、接種可能な医療機関等への案内や調整を行うなど、きめ細かな支援にご協力をいただくよう、依頼しています。
- さらに、接種の実施主体である市町村に対して、精神科医療機関をはじめとする医

療機関や関係団体等との連携により、精神障がい有する方が地域の医療機関等で円滑にワクチンを接種できるよう体制の確保を依頼しているところです。

- 市町村や関係団体等と連携しながら、接種を希望する府民の方へのワクチン接種が円滑に行われるよう取り組んでまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 ワクチン接種推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【医療】

4. 病状悪化で困ったときに、病状に寄り添い、医療とつなぐアウトリーチチームの稼働を実現してください。

病状悪化で困ったときに、医療とつなぐアウトリーチチームの稼働が必要です。

家族だけでは発病時や病状急変の対応は不可能です。

強制入院をできうる限り防ぐため、困った時、人として病状に寄り添ってくれる第三者チームの介入が必要です。

(回答)

○ 各保健所において、精神保健福祉相談員や保健師等が、医療機関や訪問看護、居宅介護事業所、市町村など地域における様々な関係機関と連携し、多職種で当事者、ご家族に対して受療支援や治療継続支援など病状に応じた必要な支援を実施しています。

引き続き、地域における連携を通じて対応していきます。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【医療】

5. 精神科医療機関における身体拘束・行動制限に関する改善の実現に向けて身体拘束・行動制限(保護室使用)の最小化を図るため、現状の保健所実地指導の際、記載義務の徹底の指導のみならず、拘束時間、拘束理由の適切性も指導してください。
- ・また院内行動制限最小化委員会に院内関係者以外の第三者委員(家族、法律関係者など)を構成委員に加えるよう指導してください。
 - ・行動制限・身体拘束の実施には家族にも連絡を義務づけるよう指導してください。

(回答)

- 実地指導は、法令や国の通知に基づいて実施しており、入院患者の身体拘束は指導項目の一つに規定されています。
- 大阪府では、身体拘束やその他の行動制限については、実地指導の際の重点項目として設定し、病状等に応じて必要最小限の範囲内で適正に行われているか、身体拘束などの行動制限の期間や理由についても診療録等で確認し、必要に応じて指導しているところです。
- 行動制限最小化委員会についても、会議録から開催頻度や必要な職種で構成されているかなどを確認し、必要に応じて指導などを行っております。
- なお、行動制限最小化委員会に第三者委員を構成員として加えることや、身体拘束などの行動制限を行う際にご家族にも連絡を義務付けることは、法令等で定められていないため、指導対象とはなりません。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会）

（要望項目）【医療】

6. 精神科病院で患者への虐待が疑われる事案があった場合に都道府県への通報の義務づけなどを盛り込んだ精神保健福祉法改正案が閣議決定されており、国は2024年度の導入を目指しているようだが、この改正を受けて大阪府はしっかりと取り組んでください。

（回答）

- 精神科医療機関において適切な医療を行うことは、精神障がいのある方の福祉の増進等の観点から重要であります。その上で、精神科病院に入院している患者については、人権擁護の観点で特に配慮が求められています。
- 今般の精神保健福祉法の改正により、通報制度等の虐待防止措置が規定され、令和6年4月1日より施行されることとなっておりますが、施行までの間におきましても、虐待の防止、早期発見、再発防止のため、適正な指導監督の実施に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会）

（要望項目）【医療】

3. 精神科救急医療システムによる受け入れ病院を地域に戻りやすい圏域で配分してください。

入院中の面会、退院後通院しやすい圏域での受け入れ病院の配分をしてください。

現在は、利用者の希望で病院を選択することは不可能となっていて、医療を受ける権利が阻害されかねません。

（回答）

- 精神科救急医療システムは、夜間・休日において精神疾患等の症状の急発・急変により緊急な医療が必要な方に対応するため、医療相談窓口の設置や受入医療機関の確保などの体制を整備しているものです。
- 受入医療機関は、圏域ごとに特定の病院を指定するものではなく、府域で緊急的な受診や入院に対応できる精神科病院が輪番制で務めております。
- 受入にあたっては、ご本人の症状などを踏まえて、受診調整窓口が受入医療機関と調整することとしており、必ずしもご本人の希望に沿って病院を決定するものではありません。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【医療】

7. 大阪府下で起こった精神科病院虐待事件について、大阪府実地指導の状況を開示してください。

(回答)

- 実地指導については、法令等においてその状況を公表することと定められておらず、府においても開示は行っておりません。
- しかし、令和6年4月1日から施行される改正精神保健福祉法において、精神科病院における虐待の防止に係る規定が設けられ、都道府県は毎年度、精神科病院の業務従事者による障がい者虐待の状況、業務従事者による障がい者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものと定められていることから、その規定等に基づき対応してまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【医療】

8. 障害者重度医療費助成制度を精神障害者、手帳1級所持者だけでなく2級所持者にも拡大してください。

(回答)

- 平成30年4月の再構築については、医療費の増加や、府・市町村の厳しい財政状況のもと、持続可能な制度とするため、対象者の見直しや一定のご負担にもご理解をお願いしながら、対象者や対象医療を拡充することとしたものです。
- 具体的には、65歳以上の重度ではない老人医療対象者は3年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者の方々を新たに対象とし、年齢に関係のない重度障がい者医療として再構築するとともに、これまで助成対象外であった訪問看護ステーションが行う訪問看護を助成対象に加えしました。また、令和3年4月から精神病床への入院について助成を実施しています。
- 重度障がい者医療費助成制度については、障がいが極めて重い故に医療にかかる頻度が高く、就労も困難であるうえ、介護者の負担がより大きいと考えられる重度の障がい者として、障がいの程度を見る手帳の等級で受給資格を判定しているところです。平成30年度の精神障がい者への対象拡充にあたっては、再構築前の制度において既に障がい者医療が、身体障がい者手帳1・2級所持者を対象としていたことを踏まえ、精神障がい者についても、身体障がい者手帳1・2級と認定基準が概ね同等と考えられる精神障がい者保健福祉手帳1級所持者を対象とすることとしました。
- 今後、障がい者の生活実態に基づく支援は、医療費助成だけでなく、相談支援・日常生活支援など障がい者施策全体のなかで実施すべきものと考えています。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

1. 教育

- ①大阪府職員並びに一般市民(教育職員、医療関係者、障害者地域支援事業所職員、地域自治会役員)への精神疾患理解および精神障害者の権利にかかわる人権教育の徹底をはかってください。

昨年度の実施状況を明らかにしてください。

また今後それぞれの研修の場に当事者、家族の体験を伝える場を設定してください。

(回答)

- 社会全体に精神保健に対する正しい認識が浸透することは重要であり、精神疾患への理解及び精神障がいに係る教育は、障がい者に対する偏見、差別を解消していくためにも必要なことと考えます。
- 大阪府では理解促進のため、各保健所において関係機関や一般市民を対象とした講演会を実施しており、昨年度は計 30 回実施しています。その中でご家族の方から体験談を話していただくこともあります。
- また、こころの健康総合センターにおいては、「精神保健福祉業務従事者研修」として新たに精神保健福祉業務に従事することになった大阪府職員及び市町村職員、医療機関職員、障がい福祉サービス事業所職員等を対象に、毎年、年度当初に研修を実施しています。研修では、精神疾患の理解や精神障がい者の人権擁護に関する講義に併せて、当事者・ご家族の体験談を講義内容に組み入れて実施しています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

1. 教育

- ① 大阪府職員並びに一般市民（教育職員、医療関係者、障害者地域支援事業所職員、地域自治会役員）への精神疾患理解および精神障害者の権利にかかわる人権教育の徹底をはかってください。

昨年度の実施状況を明らかにしてください。

また今後それぞれの研修の場に当事者、家族の体験を伝える場を設定してください。

(回答)

- 広く府民に対して精神疾患や精神障がい者についての理解を深めることは障がい者差別を解消し、共生社会を実現するために大切な取り組みであると考えています。
- 大阪府では令和3年4月に大阪府障がい者差別解消条例を改正し、事業者による合理的配慮の提供を義務付けました。また、国においても令和3年6月に障害者差別解消法の改正法が公布され、現在施行に向けての準備が進められているところです。このような法令改正の機会をとらえ、多くの府民の皆様に障がいや障がい者理解をいただく取り組みを進めております。
- 昨年度は条例改正について周知するためのチラシやガイドライン、様々な障がいについての特性や相談機関等を紹介したハンドブックを自治体関係者や事業者団体等に配布することにより、周知啓発に努めております。加えて、それらの啓発物に触れる機会がない方に対しても知っていただくことを目的に動画による周知啓発も実施しました。また、大阪府職員に向けた研修として人事局実施の研修に加え、各部署における対応要領についての研修に講師として出講し、各部署での理解が進むよう取り組みました。今後ともより良い方法を模索しながら、取り組みを進めてまいります。
- なお、当事者やそのご家族の体験を伝える場については大阪府が実施する研修等でそのような機会を設けることができないか検討してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

1. 教育

- ② 本年度より高校保健体育で精神疾患が取り上げられることになりましたが、そのための準備、授業での実施状況報告についてどのように把握されているか明らかにしてください。
- また実際の教科書の同上の内容を公開してください。

(回答)

- 平成 30 年 3 月に公示された高等学校学習指導要領において、保健体育科目「保健」において指導内容の一つとして精神疾患が取り上げられることとなり、平成 30 年度から、大阪府高等学校教育課程協議会保健体育部会において、保健体育科教員に対し、留意事項等の周知を行っています。
- 各学校では、同学習指導要領に則り、授業をしています。
- また、教科書については、例年、府立中央図書館で教科書の特別展示会を開催し、次年度に小・中・高等学校等で使用する教科書を展示しており、府民の方が自由に閲覧できるようにしています。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 保健体育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

1. 教育

- ① 大阪府職員並びに一般市民（教育職員、医療関係者、障害者地域支援事業所職員、地域自治会役員）への精神疾患理解および精神障害者の権利にかかわる人権教育の徹底をはかってください。

昨年度の実施状況を明らかにしてください。

また今後それぞれの研修の場に当事者、家族の体験を伝える場を設定してください。

(回答)

- 教職員が精神疾患についての知識や学校生活で必要な配慮等について理解することは重要であると認識しています。

- このため、府教育庁では、毎年、小・中・高等学校教職員を対象に、「障がい理解教育研修会」を実施し、精神障がいを含めて、さまざまな障がいについて理解を深める教育をすすめております。令和4年度は、「子どもの心に寄り添う 具体的な関わり」というテーマで、8月2日にリアルタイム開催、8月9日～9月9日に動画オンデマンド配信を実施しました。

- 大阪府教育センターでは、「学校教育相談課題別研修」において、精神疾患を取り上げ、教職員が疾患に対する適切な理解を深めるとともに、発症している生徒に対する具体的な支援を考えるなど、実践的な内容を取り入れた研修を実施しています。

また、「新規採用養護教諭研修」においても、人権尊重の視点を基本として、精神障がいの児童生徒に対する適切な対応について研修を実施しています。

加えて、毎年、冊子「みつめよう一人ひとりを（平成31年1月改訂）」を、小・中学校、高等学校、支援学校の初任者教諭を対象とした「初任者研修」等で配付し、精神障がいを含めた障がい理解の周知を図っています。

- 今後とも、あらゆる研修の機会を捉え、教職員が精神疾患について正しく理解し、当事者やそのご家族の方々に寄り添った適切な対応ができるよう努めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

1. 教育

- ① 大阪府職員並びに一般市民(教育職員、医療関係者、障害者地域支援事業所職員、地域自治会役員)への精神疾患理解および精神障害者の権利にかかわる人権教育の徹底をはかってください。

昨年度の実施状況を明らかにしてください。

また今後それぞれの研修の場に当事者、家族の体験を伝える場を設定してください。

(回答) ※下線部について回答

大阪府職員の研修につきましては、「障害者差別解消法」及び「大阪府障害者差別解消条例」の施行にあわせ、平成28年4月から、人事局が実施する研修において、新規採用職員及び新任の主査級、課長補佐級、課長級職員に対し、「大阪府障害者差別解消条例」等の意義や「大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」のほか、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みなどの内容を追加して講義いただいております。

なお、令和3年度においても、新規採用職員及び新任の主査級、課長補佐級、課長級職員に対する研修において、「障害者差別解消法」及び「大阪府障害者差別解消条例」についての研修を実施しております。

(回答部局課名)

総務部 人事局 人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【医療】

9. いったん廃止された障がい者の老人医療制度(65歳以上の手帳2級所持者にも重度医療費助成制度を対象とする)を復活させてください。

(回答)

- 府では市町村と共同で設置した福祉医療費助成制度に関する研究会が平成28年2月に公表した報告書を踏まえ、実施主体である市町村や団体から意見を伺いながら、制度の持続可能性の確保の観点から、府としての考え方をとりまとめ、平成29年2月の府議会での議決を経て、市町村に対する補助制度の再構築が決定し、平成30年4月に新制度として開始しました。
- 平成30年4月の再構築については、医療費の増加や、府・市町村の厳しい財政状況のもと、持続可能な制度とするため、対象者の見直しや一定のご負担にもご理解をお願いしながら、対象者や対象医療を拡充することとしたものです。
- 具体的には、65歳以上の重度ではない老人医療対象者は3年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者の方々を新たに対象とし、年齢に関係のない重度障がい者医療として再構築するとともに、これまで助成対象外であった訪問看護ステーションが行う訪問看護を助成対象に加えました。
- 今後とも、再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

2. 住まい

① 公営住宅の障害者単身入居枠を拡大してください。

(回答)

府営住宅につきましては、平成 18 年 2 月の公営住宅法施行令改正に伴って、精神障がい者・知的障がい者について、福祉世帯向けの住戸に単身で入居できるよう入居資格の範囲を拡大している。

市町営住宅においても、事業主体の判断により、障がい者の方が単身入居できるよう入居資格が規定されており、引き続き障がい者を含めた住宅確保要配慮者のニーズ等に応じて、居住の安定確保が図られるよう市町に助言してまいります。

(回答部局課名)

(府営住宅について) 都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課

(市町営住宅について) 都市整備部 住宅建築局 居住企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

2. 住まい

- ② 大阪市平野区の市営住宅の自治会当番について自治会の対応で障害者が自死する事件がありました。大阪府においても、その後自治会のありかたについて、どのような検討、改善がなされたかを教えてください。

(回答)

※下線部分に対する回答

府営住宅につきまして、自治会は、入居者で構成される自治組織であることから、府として、その運営に主体的に関与することはできません。自治会当番は自治会運営にかかるものであり、事情のある場合などについては、自治会での話し合いにより対応いただくこととなりますことをご理解願います。

なお、自治会から運営についての相談が管理センターにあった場合に、適切に対応するよう、全ての管理センター長が参画する会議において、啓発しているところです。

(回答部局課名)

○府営住宅について

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

2. 住まい

- ④ 民間不動産業者の精神障害者入居拒否について大阪府は今後どう対応するか明らかにしてください。

(回答)

障がい者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅を登録する住宅セーフティネット制度について、府、市町村、家主や宅地建物取引業者等で構成する会議等のあらゆる機会をとらえ、府が作成した啓発パンフレット「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」や府の居住支援協議会である Osaka あんしん住まい推進協議会が作成した「知ってあんしん高齢者等円滑入居のための 15 のアドバイス」等を活用し、制度周知及び住宅の登録を積極的に進めています。

宅地建物取引業者に対しては、宅地建物取引の場における入居差別等を解消するため、府が作成した啓発パンフレットを配布するとともに、宅地建物取引業者を対象とした研修会において、障害者差別解消法の周知や障がい者に対する理解を深める啓発を行っているところであり、今後も引き続き、宅地建物取引業者に対する人権意識の向上を図ってまいります。

・家主に対しても、宅地建物取引業者等を通じて住宅セーフティネット制度の啓発及び住宅の登録の働きかけを行うほか、不動産店についても、入居中の生活支援や見守りを行う居住支援法人等と連携する事により家主の不安を解消し、障がい者などの住宅確保要配慮者が円滑な入居ができるよう、引き続き制度周知や働きかけを行ってまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

2. 住まい

③ 住宅の公的保証人制度を実施してください。

(回答)

本府では、家主の不安を解消し、障がい者など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、入居を拒まない住宅の登録や、入居支援・生活相談などを行う居住支援法人の指定等を積極的に進めています。さらに、地域で居住支援を行っている団体等が連携して、住宅確保要配慮者の家探しや緊急連絡先の引受け、家賃債務保証、入居中の生活支援や見守りを行うなど、様々なニーズに応じたきめ細かな支援を提供できる体制の充実が必要であると認識しており、令和4年度より市区町村単位での居住支援協議会設立に向けた取組に対する補助等を実施しています。引き続き、住宅確保要配慮者の方々が円滑な入居ができるよう、これらの取組を積極的に行ってまいります。

府営住宅の入居者は、保証人を立てなければならないとしていますが、立てることができないときは、家賃債務保証会社による家賃の支払いその他の債務の保証を持って代えることができるとしています。

また、特別の理由があると認めるとき、府は、保証人を猶予することができるとなっております。府営住宅に入居を希望される方の入居機会が損なわれることがないよう配慮しています。

市町営住宅については、入居に際して、保証人の確保を要件としている市町においても、保証人が見つからない場合には、家賃債務保証会社による保証制度や、入居希望者の実情を勘案して保証人の免除又は猶予を行っております。引き続き、市町において、居住の安定確保が図られるよう助言してまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

3. 日中活動の場

- ① 通所型障害福祉サービスの事業所の絶対数が不足しています。事業所数を拡大してください。

また、障害特性に見合うものとして就労にのみ重きを置くのではなく、また個人の個性にも対応できるよう事業所の支援の質の検証を行い、行き場のない引きこもる精神障害者を救い上げる配慮をしてください。

(回答)

- 障がい福祉サービス事業所の開設にあたっては、法令に基づく手続き等が必要となるため、設立意向の法人等からのご相談があれば、適切に相談に応じてまいります。
- また、障害者総合支援法で、指定障害福祉サービス事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならないと、指定障がい福祉サービス事業者の責務について規定しています。
- 大阪府においては、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、所管する障がい福祉サービス事業所に対し、集団指導及び実地指導において、障がい特性に見合う適切な支援が行われるよう、指導しているところであり、今後も引き続き、指導に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

3. 日中活動の場

- ② 暮らしの自立に向けてのサポートを取り入れた支援を拡充してください。
ヘルパー支援を支援の回数、日時の決定、内容を事業所が固定化するのではなく、精神障害者の個人の体調、希望に寄り添った対応を可能にしてください。

(回答)

- 市町村は、申請者から提出されるサービス等利用計画案や勘案事項、審査会の意見等の内容を踏まえ、支給決定を行うこととされています。
- 大阪府として、支給決定については、国通知「介護給付費等の支給決定等について」及び「厚生労働大臣が定める要件(平成18年厚生労働省告示第546号)」等を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう市町村に通知しており、各市町村でそれぞれの障がい状況を踏まえ適切に支給決定されるよう、引き続き市町村に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会）

（要望項目）【地域生活】

4. 保健所の相談、訪問の拡大と充実

- ① 地域で暮らす当事者、家族の困りごとの相談、訪問を充実し、医療や地域福祉サービスにつなげるよう、積極的に介入してください。

日中の病状急変など緊急危機介入が必応な時、迅速な訪問相談で、医療につなぐため、精神科救急医療との連携など責任ある介入をしてください。

- ② 大阪府による保健所の大幅な統廃合により、通常の相談訪問が手薄になっているだけでなく、コロナ発症者への対応も手薄になり、全国でも大阪府の医療へのアクセスの遅れによる重症化率と死亡率の高さとの関係が指摘されています。保健所数の復活と相談員の増員をはかり、きめ細かな相談、訪問に対応してください。

（回答）

- 各保健所において、精神保健福祉相談員や保健師、精神科嘱託医が、住民の精神保健福祉に関する相談に、電話や訪問などで対応しています。
- ご相談の内容に応じて、嘱託医による見立てや関わり方に関する助言、必要な医療や福祉サービスにつなげる等の支援を行っています。
病状急変時など、緊急に対応が必要な場合においても、医療機関等と連携を図り、必要な対応を行っております。
- 保健所の体制については、地域保健法等の関係法令に基づき、府設置の保健所を9カ所、政令・中核市設置の保健所を9カ所の計18カ所設置しています。
- 新型コロナウイルス感染症への対応においては、保健所の職員について、令和3年からの2年間で、各保健所に保健師3名、行政職員1名等、合計39名の定数を増員し、コロナ対策関連業務の体制を強化したところです。
- また、感染拡大時に、保健所が現場の最前線で必要な業務に注力できるよう、入院調整の本庁集約化や保健所業務の外部委託、疫学調査などの重点化を行うとともに、部内外の応援職員や外部派遣職員も活用するなど、保健所の体制強化に取り組んできました。
- 引き続き、保健所に期待される役割を十分に果たすことができるよう、適正な人員

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

3. 日中活動

- ③ 地域で障がい者福祉サービスを受けるための障がい支援区分調査を現在は高齢者の介護保険制度区分調査項目を基礎にしていますが、調査の際、精神障害者の特性に配慮するよう調査員に指導してください。

(回答)

- 「障がい程度区分」については、要介護認定の判定式を活用していたため、肢体不自由者以外の障がいの特性を十分に反映できていないなどの課題があったことから、平成 26 年 4 月より、「障がい支援区分」に改められ、コンピュータ判定式を抜本的に見直したり、知的障がいや精神障がい、発達障がい等の特性をより反映するため認定調査項目を追加するなどの見直しがされています。
- 障がい支援区分の認定等に当たっては、それぞれの障がい者の障がい特性を十分に踏まえるとともに、市町村や聞き取りを行う職員等によってその判断に差が生じることのないよう、「認定調査員マニュアル」に記載されている判断基準に基づいて適切に判断を行うことなどについて、認定調査員に対し研修を行っております。
- また、認定調査員に対する研修においては、専門職員等が、障がい特性等についての説明を行うことにより、市町村職員を含む認定調査員の障がい特性等への理解を促しております。
- 障がい支援区分の認定等が適切に行われるよう、今後とも研修等を着実に実施してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

体制の確保に努めてまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 健康医療総務課

健康医療部 保健医療室 感染症対策企画課

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

5. 今注目が集まっているヤングケアラーだけでなく、親、きょうだい、配偶者などすべてのケアラーの実態を調査し、ケアラーとしての家族負担の実態を把握し、自治体としてケアラー支援条例の制定を実現してください。

(回答)

- 大阪府ペアレント・メンター事業において、登録をいただいたペアレント・メンターを府内市町村に派遣し、発達障がいのある子どもの子育てに関する悩みなどをお持ちのご家族の方を対象に専門家とは違った視点で子育てに関する経験談の紹介や、家族目線での情報提供といった活動を通して、同じ立場の保護者による家族支援を行っています。(ペアレント・メンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。)
- ヤングケアラーについては、その支援を総合的に推進するため、令和3年9月、庁内に「ヤングケアラー支援関係課長会議」を設置するとともに、市町村、事業者や学校とも連携した取組みが進められるよう、令和4年3月に府の施策の方向性と具体的取組みを示す「ヤングケアラー支援推進指針」を策定しました。
- 令和4年度から令和6年度の3年間で重点的な取組み期間として、庁内関係部局並びに市町村等との連携・協働により、同指針に沿った取組みを進めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課
 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 (傍線部)
 福祉部 子ども家庭局 子ども青少年課 (傍線部)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)【地域生活】

1. 教育

- ③ 精神疾患理解や精神障害者の権利にかかわる人権教育を小学校高学年から開始してください。

世界の動向は15歳までに上記の学習を終わっているとのことです。

(回答)

- 小中学校の児童生徒が精神疾患についての知識や精神障がい者の権利等について理解することは重要であると認識しています。
- 小中学校では、各校の教員研修等において、府教育庁で作成した「精神障がいについて理解を深めるために」（平成20年5月）を活用して、精神障がいについての認識を教職員で共有し、総合的な学習の時間や道徳の授業等で取組みを進めているところです。
- 今後とも、あらゆる機会を捉え、教職員が精神疾患について正しく理解したうえで、児童生徒が精神障がい者の権利にかかわる人権教育について学習できる取組みを進められるよう努めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。